

平成 25 年 2 月 21 日

お客様各位

尼崎信用金庫  
理事長 橋本博之

### 中小企業金融円滑化法の期限到来後における当金庫の対応について

平成 25 年 3 月 31 日に中小企業金融円滑化法の期限が到来致します。

当金庫では、中小企業金融円滑化法期限到来後も従来と変わりなく下記のとおり対応致しますので、これまでと同様引き続きお取引いただきますようお願い申し上げます。

1. 当金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後もこれまでと変わらず、お客さまからの返済条件変更の申し出に対しては迅速かつ真摯に対応してまいります。また、引き続き他業態も含め関係金融機関と十分に連携を図りながら返済条件の見直し等に努めてまいります。
2. 当金庫は、お客さまから資金に関するご相談があった場合には、お客さまの経営課題を十分に把握したうえで、適切に対応し円滑な資金供給に努めてまいります。
3. 当金庫は、一層のコンサルティング機能を発揮して、お客さまのそれぞれの経営課題に応じた最善の解決策をお客さまの立場に立って積極的に提案してまいります。

#### 【金融円滑化法等ご相談窓口のご案内】

##### 金融円滑化法等ご相談窓口

###### 【ご来店による相談】

	受付場所	受付時間
中小企業のお客さま	ご利用店舗	【平日】9:00～15:00
住宅ローンをご利用のお客さま	ご利用店舗	【平日】9:00～15:00
	ローンセンター	【平日】9:00～17:00

###### 【お電話による相談】

	電話番号	受付時間
住宅ローンをご利用のお客さま	0120 - 55 - 6659	【平日】9:00～20:00

##### お客さまからの苦情・相談等への対応窓口

対応窓口	電話番号	受付時間
お客様相談室	0120 - 75 - 1175	【平日】9:00～17:30

以上

## 中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針

中小企業金融円滑化法（以下「円滑化法」）が本年3月末に期限を迎えるにあたり、借り手の方々や金融機関から円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁の対応について様々なお問合せが寄せられています。

こうしたお問合せに広くお答えするため、円滑化法の期限到来後における金融庁の検査・監督の方針を、以下のとおりお示します。



### （金融機関の役割）

- 金融機関が、**貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべき**ということは、円滑化法の期限到来後においても**何ら変わりません**。

### （検査・監督の対応）

- 金融検査・監督の目線やスタンスは、円滑化法の期限到来後も、**これまでと何ら変わりません**。  
⇒ **検査・監督を通じて金融機関に対し、関係金融機関と十分連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう促します**。
- 円滑化法の期限到来後も**不良債権の定義は変わりません**。  
（貸付条件の変更等を行っても不良債権とならないための要件は**恒久措置**です）
- 個々の借り手の経営改善にどのように取り組んでいるのか、検査・監督において、従来以上に光を当てます。

### （借り手の課題解決）

- 借り手が抱える経営課題の解決には相応の時間がかかるものです。  
⇒ 本年3月末までに、何らかの最終的な解決を求めるというものではありません。
- 金融機関に対して、借り手の経営課題に応じた**最適な解決策を、借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援**するよう促します。

### （営業現場への周知徹底）

- 金融機関に対して、円滑化法の期限到来後も、**顧客への対応方針が変わらないことを借り手に説明**するよう促します。
- 金融機関に対して、こうした検査・監督の方針を、営業の第一線まで、周知徹底し、実践するよう促します。